

高年齢者就業確保措置の導入を努力義務とする 改正高年齢者雇用安定法が変わります（施行日 令和3年4月1日）

従業員の70歳までの就業確保に努めることを企業に義務付ける改正高年齢者雇用安定法などが令和3年4月1日から施行されます。

企業は定年の廃止や延長、継続雇用制度を設けるか、従業員の起業や社会貢献活動を支援するといった「高年齢者就業確保措置」を講ずることが求められることとなります。

～「高年齢者就業確保措置」とは～

高年齢者就業確保措置

- ①定年廃止
- ②定年延長
- ③継続雇用制度の導入
- ④他社等への再就職

創業支援等措置

- ⑤フリーランス契約への支援提供(70歳まで継続的に業務委託契約締結)
- ⑥起業支援
- ⑦社会貢献活動への資金提供

企業は①から⑦のいずれかの措置を講ずることになりますが、特に創業支援等措置では、雇用によらない措置となり労働関係法令による規制が及ばないことから、事業主が制度の実施内容を明示して労使で合意し、労働者に周知すること等が求められることとなります。

これらについて今後、厚生労働省が策定する指針において、明記されることとなります。